

A205-3

妊産婦緊急搬送入院加算

◆妊産婦の救急搬送受入先の確保



A205-3 妊産婦緊急搬送入院加算

入院初日

妊産婦緊急搬送入院加算 7,000点



入院初日に算定

「妊産婦緊急搬送入院加算」は、

- ①妊娠状態の異常が疑われる妊産婦の受入先の確保と
- ②緊急分娩への対応につき、十分な体制の整備が重要だよ



▶ 施設基準 (妊産婦緊急搬送入院加算)

妊産婦緊急搬送時の受入先の対策
(4疾病5事業対策)

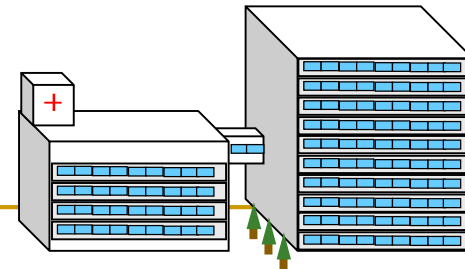


施設基準



◆妊産婦緊急搬送入院加算の施設基準

- 産科又は産婦人科を標榜している保険医療機関であること。
 - 妊産婦である患者受診時に、緊急の分娩について十分な経験を有する専ら産科又は産婦人科に従事する医師が配置されている。
 - 妊産婦である患者受診時に、緊急に使用可能な分娩施設を有しており、緊急の分娩にも対応できる十分な設備を有している。
-
- 産科の医師がいて、分娩室、手術室を有していることが必要。



▶ 算定要件

（妊産婦緊急搬送入院加算）

妊産婦緊急搬送時の受入先の対策

（4疾病5事業対策）



算定要件は、
次のページに掲げる通り

※直近3ヶ月以内に受診歴
があると算定不可だよ
(原因疾患に限る)



・算定要件

- ①妊娠に係る異常又はその他入院医療を必要とする異常が疑われ、救急車等により当該保険医療機関に緊急搬送された場合
- ②他の医療機関において、妊娠に係る異常又はその他入院医療を必要とする異常が認められ、当該保険医療機関に搬送された場合
- ③助産所において、妊娠に係る異常又はその他入院医療を必要とする異常が認められ、当該保険医療機関に搬送された場合

※3ヶ月以内の要件

・入院を必要とする異常の**原因疾患**につき、**直近3ヶ月以内**に当該保険医療機関に**受診歴**がある患者が緊急搬送された場合は**算定できない**。

（他の診療科は含まない）

（妊婦検診および往診を含む）

（助産院の嘱託医療機関は含まない：診療録に記載すること）



※産科以外の診療科への
搬送も、算定可能だよ！

当該異常に係る診療科と協力して
診療に当たれば、算定可能だよ。

例：分娩中に脳梗塞を併発して、産科と
脳神経外科を有する医療機関へ
緊急搬送を行った場合。
(算定可能)



●ハイリスク関連とまとめて対策 ●救急部での算定チェック

※助産師では・・・

- ・ハイリスク妊産婦共同管理料などと合わせて、算定モシが無い様にチェック



※他の診療科への救急搬送もあるため
・脳梗塞や外科手術も含め、救急部での算定チェックが必要です。

